

栗島浦村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月23日
栗島浦村農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

栗島浦村は、小型離島という地理的背景から、台帳上の農地面積が12haと僅少であり、そのほとんどが畑地であることから農業経営基盤強化促進法の基本構想を定めておらず、また農業振興地域の農用地区域も未設定であるが、現在の農地面積を確保し有効利用していくことが重要と考えられ、離島という地域の特性に応じた取り組みを推進しながら、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

これらの地域背景から、法第7条第1項に基づく栗島浦村農業委員会の指針として、遊休農地の発生防止と新規就農者・参入者についての目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は10年後（令和15年）を目標とし、農業委員の改選期である3年ごと又は必要に応じて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	12.0 ha	4.1 ha	34 %
3年後の目標 (令和8年3月)	12.0 ha	2.0 ha	16 %
目 標 (令和15年3月)	12.0 ha	0.0 ha	0 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年3月）	0人 （0 ha）	0法人 （0 ha）
3年後の目標 （令和8年3月）	1人 （0.1 ha）	0法人 （0 ha）
目 標 （令和15年3月）	2人 （0.2 ha）	1法人 （0.5 ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構等と連携し、管内の農地の借入れ意

向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

村と連携し、農業委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、村とも連携しながら情報発信を行い、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、村の移住定住政策とも連携し、移住を希望する新規参入者（個人、法人）に対する島内の受入条件・環境の整備を図るとともに、幅広くサポートを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「遊休農地の発生防止と新規参入者」の目標を達成するための役割

農地を効率的かつ総合的に利用していくため、栗島浦村農業委員会は次の役割を担っていく。

- 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- 農地所有者への声掛け等による意向把握と耕作再開
- 村と連携した島外の新規農業参入のPR（移住者への支援と一体的に実施）